

日本在住のビジネス渡航者の14日間待機緩和（2020年11月1日開始） に伴うPCR検査の取り扱いについて

日本からの短期出張者の帰国後隔離の緩和（2020年11月1日開始）通知（右記参考資料参照）による当院でのPCR検査のお取り扱いは下記の通りとなります。

●予約について

- ①原則ご出発前にご連絡いただきご予約をお願いします。
- ②ご予約、お問合せは、14:00～16:00（土日祝日および年末年始等の当院休診日を除く）にお願いします。（予約状況により、お断りする場合があります）
- ③ご予約時に次のことをお聞かせください。
 - ・氏名 ・生年月日 ・所属（会社名） ・渡航先の国と地域（複数ある場合は、全渡航先）
 - ・出発日 ・出発地 ・出発便名 ・帰国日 ・帰国地 ・帰国便名 ・連絡先

●検査について

- ①検査は、13:00～13:15受付、13:30検査（土日祝日および年末年始等の当院休診日を除く）になります。
- ②検査当日お持ちいただくもの
 - ・パスポート ・誓約書 ・本邦活動計画書 ・帰国前14日間の検温記録
 - ・隔離緩和のためのPCR検査問診票（当院指定）※「誓約書」と「本邦活動計画書」は、帰国時に検疫、入国審査に写しを提出したオリジナル
- ③費用について
 - ・33,000円（税込）（COVIT-19に関する検査証明を含む）

●検査結果（COVID-19に関する検査証明書）について

検査翌日の午前10時以降に検査結果（COVID-19に関する検査証明：指定定型用紙）を発行します。ただし、翌日が土日祝日および年末年始等の当院休診日の場合は翌診療日となります。

●重要なお願い（お知らせ）

- ①制度等は予告なしに変更される場合がありますので当事者の責任でご確認ください。
- ②予約後、帰国までの間、渡航先が入国拒否対象地域（感染危険度情報レベル3以上）となった場合は、帰国後、隔離対象となります。その場合、当院にPCR予約取り消しのご連絡をお願いします。
- ③渡航先で急遽PCR検査等をお受けなり、COVID-19に関する検査証明が発行され、帰国後のPCR検査等が不要となった場合は、予約取り消しのご連絡をお願いします。
- ④検査までの間に発熱、体調不良等の自覚症状がある場合は、必ず事前にご連絡ください。医師の判断により検査日時等が変更となる場合があります。

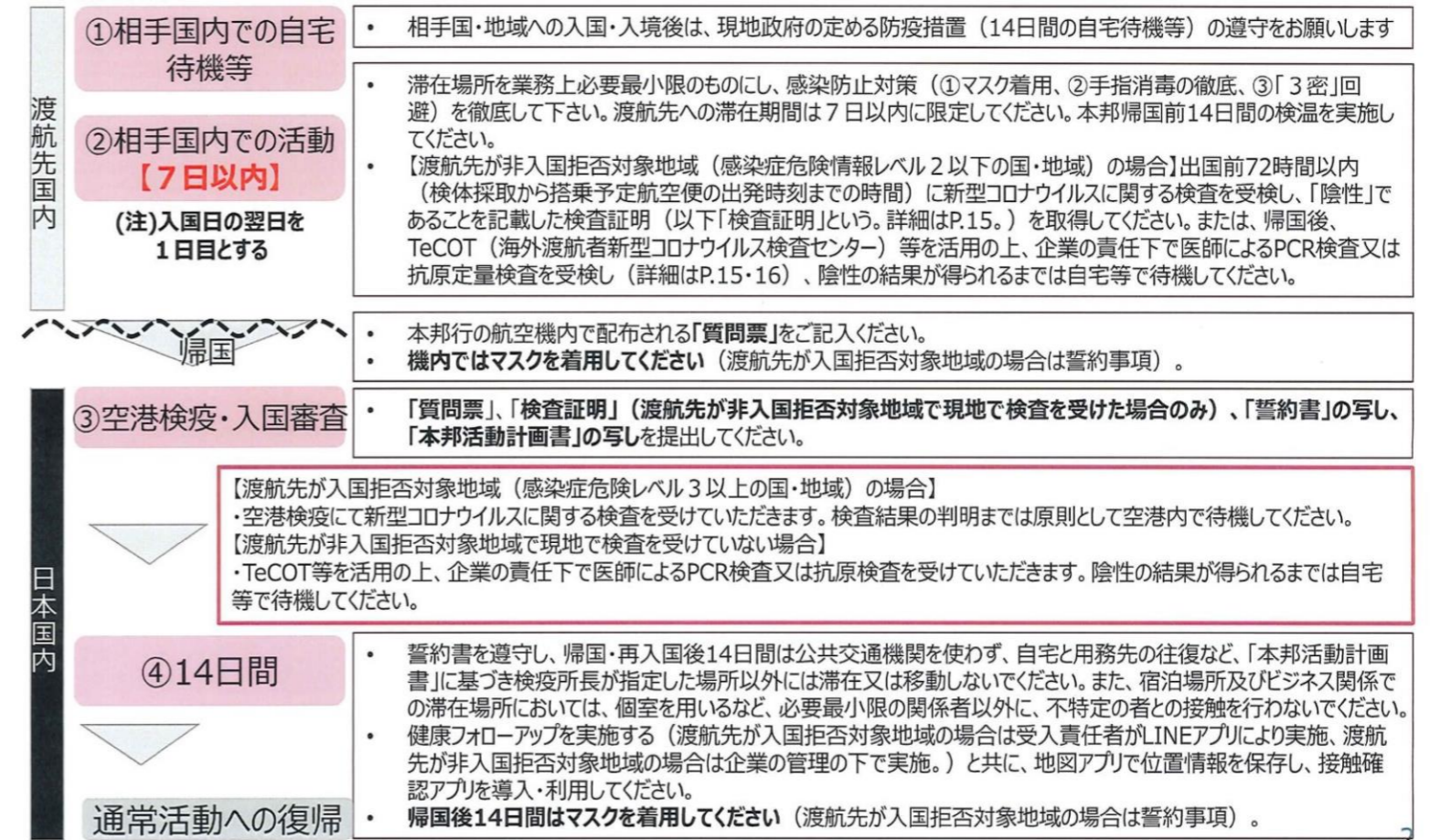
以上

【参考資料】

日本からの短期出張者の帰国後隔離の緩和

<対象者> すべての国・地域への短期出張（隔離要請期間を除く滞在期間が7日以内）からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいる日本在住の日本人、特別永住者及び在留資格保持者

<利用の流れ>



※制度に関する詳細は、外務省、経済産業省などのホームページ等でご確認ください。

※制度は予告なしに変更される場合がありますの必ずご確認ください。

以下余白